

○茨城県立医療大学紀要発行に関する規程

平成7年4月6日  
医療大訓第29号

改正 平成10年1月21日 平成13年4月18日  
平成14年9月18日 平成15年7月16日  
平成28年4月27日 令和3年4月1日  
令和3年8月2日 令和3年9月27日

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学紀要（以下「紀要」という。）の編集、発行等に関して必要な事項を定めるものとする。

(紀要の目的)

第2条 紀要の発行目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 茨城県立医療大学（以下「本学」という。）における学術研究の成果を広く内外に発表すること。
- (2) アーカイブズ機能として本学のこれまでの取り組みや変遷を記録すること。

(発行)

第3条 紀要は、原則として、毎年度1回発行するものとする。

(組織)

第4条 研究・学術メディア委員会は、紀要の編集、発行に関する事項を処理させるため、茨城県立医療大学研究・学術メディア委員会規程（平成13年医療大訓第55号）第7条の規定により、紀要専門部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 研究・学術メディア委員会委員長
- (2) 研究・学術メディア委員会委員のうちから互選により選出される者

3 研究・学術メディア委員会は、部会の運営上特に必要と認める場合は、前項各号に掲げる委員会以外の者を委員に加えることができる。

4 前項の委員の任期は、その都度研究・学術メディア委員会が定める。

5 部会に部会長を置き、研究・学術メディア委員会委員長をもって充てる。

(投稿資格)

第5条 紀要に筆頭で投稿することができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本学の専任教員、助手、非常勤嘱託員（教育研究補助員に限る。）及び大学院生
- (2) 本学付属病院の職員
- (3) 本学学外共同研究員
- (4) 本学名誉教授
- (5) その他部会において適当と認められた者

2 本学教員が、本学以外の者と共同研究した場合にも紀要に投稿できるものとする。

但し、本学教員との共同研究においても、本学学外共同研究員として認められていない者は、筆頭著者として投稿はできない

(投稿)

第6条 紀要に投稿しようとする者は、当該論文を部会長に提出するものとする。

(論文審査)

第7条 部会は、前条により提出された論文を審査するものとする。ただし、論文の内容によっては、委員以外の本学の専任教員及び学外の学識経験者に査読を依頼することができるものとする。

(著作権)

第8条 紀要に掲載される論文等の著作権は、本学に帰属するものとする。

(細目)

第9条 この規程に定めるもののほか、紀要の編集、発行等に関して必要な事項は、研究・学術メディア委員会委員長が別に定める。

付 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成10年1月21日から施行する。

付 則

この規程は、平成13年4月18日から施行する。

付 則

1 この規程は、平成14年9月18日から施行する。

2 第8条の規定は、平成14年度以降に発行する紀要に掲載される論文等の著作権について適用する。

付 則

この規程は、平成15年7月16日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年4月27日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

1 この規程は、令和3年8月2日から施行する。

2 第2条第2号の規定は、令和3年度以降に発行する紀要について適用する。

付 則

この規程は、令和3年9月27日から施行する。